(2)　被害防止対策の基本的な考え方

①　基本的な考え方

都道府県の区域内においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に深刻な被害を与えている鳥獣（鳥獣保護管理法第二条第四項に定める希少鳥獣を除く。）がある場合において、その生息状況や被害状況等を勘案して、鳥獣の管理を図るため特に必要と認めるときは、鳥獣保護管理法に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、人と鳥獣の軋轢（あつれき）の回避に向けて個体群管理、生息環境管理や被害防除対策等の総合的な対策を行うこととされている。加えて、特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に深刻な被害を与えている希少鳥獣がある場合において、その生息状況や被害状況等を勘案して、安定的な維持を図りつつ計画的な管理を図る必要があると認めるときは、環境大臣が特定希少鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の四第一項に定める特定希少鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、管理対策を行うこととなっている。

また、トドについては、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基づく管理対策が行われてきている。平成二十六年八月には、「トド管理基本方針」を策定し、トドの絶滅の危険性がない範囲内でトドによる漁業被害を最小化するとの考え方に基づき、平成三十六年度に日本海における来遊群の個体数が平成二十二年の水準の六十パーセントとなるまで減少させることを管理の目標として、採捕数の上限を約二百頭から約五百頭に見直している。さらに、森林においては、平成二十八年五月にその改正法が成立した森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）により、市町村森林整備計画等において、鳥獣害防止森林区域を設定し、対策を行うべき区域を明確にした上で、当該区域内において森林経営計画の期間内に植栽による造林が予定されているときは、森林経営計画に鳥獣害の防止の方法を記載するとともに、当該記載事項の履行を求める仕組みを設け、計画的な森林整備と一体的な鳥獣害防止の取組を推進しているほか、ノネズミについては、森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）に基づく駆除等が行われてきている。

一方、近年、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化していることに加え、被害の態様が各地域において異なり、効果的な被害防止対策を実施するためには地域主体の取組を推進することが効果的であることから、被害の状況を適確に把握し得る市町村及び地域の農林漁業者が中心となって、関係機関等と連携し、被害対策に取り組む体制を早急に構築することが必要となっている。

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえ、被害防止計画（鳥獣被害防止特措法第四条第一項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。）の作成を推進するとともに、協議会（鳥獣被害防止特措法第四条の二第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の組織化並びに鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第九条第一項の鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）の設置を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲等、侵入防止柵の設置その他鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。また、地域の特性に応じ、生息環境の整備及び保全に資するための取組を推進するとともに、被害防止対策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意する。

また、国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づく被害防止対策が円滑に実施されるよう、侵入防止柵

(2)　被害防止対策の基本的な考え方

①　基本的な考え方

都道府県の区域内においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に深刻な被害を与えている鳥獣（鳥獣保護管理法第二条第四項に定める希少鳥獣を除く。）がある場合において、その生息状況や被害状況等を勘案して、鳥獣の管理を図るため特に必要と認めるときは、鳥獣保護管理法に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、人と鳥獣の軋轢（あつれき）の回避に向けて個体群管理、生息環境管理や被害防除対策等の総合的な対策を行うこととされている。加えて、特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に深刻な被害を与えている希少鳥獣がある場合において、その生息状況や被害状況等を勘案して、安定的な維持を図りつつ計画的な管理を図る必要があると認めるときは、環境大臣が特定希少鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の四第一項に定める特定希少鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、管理対策を行うこととなっている。

また、トドについては、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基づく管理対策が行われてきている。平成二十六年八月には、「トド管理基本方針」を策定し、トドの絶滅の危険性がない範囲内でトドによる漁業被害を最小化するとの考え方に基づき、平成三十六年度に日本海における来遊群の個体数が平成二十二年の水準の六十パーセントとなるまで減少させることを管理の目標として、採捕数の上限を約二百頭から約五百頭に見直している。さらに、森林においては、平成二十八年五月にその改正法が成立した森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）により、市町村森林整備計画等において、鳥獣害防止森林区域を設定し、対策を行うべき区域を明確にした上で、当該区域内において森林経営計画の期間内に植栽による造林が予定されているときは、森林経営計画に鳥獣害の防止の方法を記載するとともに、当該記載事項の履行を求める仕組みを設け、計画的な森林整備と一体的な鳥獣害防止の取組を推進しているほか、ノネズミについては、森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）に基づく駆除等が行われてきている。

一方、近年、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化していることに加え、被害の態様が各地域において異なり、効果的な被害防止対策を実施するためには地域主体の取組を推進することが効果的であることから、被害の状況を適確に把握し得る市町村及び地域の農林漁業者が中心となって、関係機関等と連携し、被害対策に取り組む体制を早急に構築することが必要となっている。

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえ、被害防止計画の作成を推進するとともに、協議会（鳥獣被害防止特措法第四条の二第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の組織化及び鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第九条第一項の鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）の設置を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲等、侵入防止柵の設置その他鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。また、地域の特性に応じ、生息環境の整備及び保全に資するための取組を推進するとともに、被害防止対策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意する。

また、国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づく被害防止対策が円滑に実施されるよう、侵入防止柵